入札参加についての注意事項（物品・委託役務・賃貸借）（下水）

令和7年4月1日

この注意事項は、東大阪市（下水道事業に係るもの）が行う競争入札に関し必要な事項を明示したものであり、入札に参加するすべての者が入札参加の心得として活用することにより、入札を適正かつ円滑に執行することを目的とするものです。

第１ 法令等の遵守

１ 入札参加者は、地方自治法、同施行令、地方公営企業法、地方公営企業法施行令、東大阪市上下水道局下水道契約規程、東大阪市暴力団排除条例及びその他関係法令並びにこの注意事項を遵守しなければなりません。

２ 入札参加者は入札に際し、入札担当者の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはなりません。

３ 入札参加者は、仕様書及び配布資料その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければなりません。

第２ 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

１ 一般競争入札において、当該一般競争入札参加資格が認められなかった者

２ 指名競争入札において、指名通知を受けていない者

３ 入札日において、入札参加資格又は指名を取り消されている者、入札参加停止措置を受けている者

４ その他正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者又はなした者

第３ 入札保証金

入札保証金は免除します。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 3 に相当する額以上の違約金を徴収することがあります。

第４ 入札の方法等

１ 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、東大阪市に申請している印鑑（以下、「使用印鑑」）を押印のうえ、郵送してください。

２ 入札書に次に掲げるものの記載・押印漏れ、誤り、訂正がある場合は、その入札は無効となります。また、鉛筆等の訂正が容易な筆記具で記入された場合も無効となります。

(1)件名及び入札日

(2)金額及び円マーク(￥)

(3)申請の商号又は名称及び契約先所在地

(4)申請の代表者又は受任者(申請時に委任状を提出、支店等で契約の場合)の職及び氏名

(5)使用印鑑(入札日当日、委任状を提出した場合は前号の代理人が使用する印鑑)

3　入札書の記載金額は、「消費税及び地方消費税を含んだ金額」を記載してください。

4　提出した入札書は書換え、引替え又は撤回できません。

第5　入札の辞退

1　入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2　辞退をするときは、入札開始前までに入札辞退の旨を担当課に連絡し、速やかに入札辞退届を提出してください。

第6　公正な入札の確保

1　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わないで、独自に入札価格を定めなければなりません。

3　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者の入札価格を聞きだす行為をしてはなりません。

4　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

第7　入札の中止等

次のいずれかに該当するときは、入札の執行を中止又は延期することがあります。

1　入札参加者が談合(連合)し、又はそれに類する行為をなし、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

2　天災地変、その他やむを得ない事由が生じたとき。

3　指名競争入札において、入札の辞退等により入札参加者が1者となったとき。

4　全ての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき。

第8　無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1　入札に参加する資格のない者のした入札

２　委任状を提出しない、または形式を欠いた委任状をもってした代理人の入札
３　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
４　金額の表示を改ざん又は訂正した入札、金額の表示が不鮮明な入札
５　同一事項に対して２通以上した入札
６　同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札
７　入札に際して不正な行為のあった入札
８　一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
９　差出人名が記載されていない封筒を郵送した入札
１０　指定の様式以外の入札書を郵送した入札
１１　入札書が本市の指定した日を過ぎて到達した入札
１２　内訳書(積算書)の提出を求められた入札においてその提出がない、または入札書と内訳書(積算書)の合計額が一致しない入札
１３　その他入札に関する条件に違反した入札

第９　開札

開札は、開札日に行い、契約締結後、遅滞なく本市ホームページに結果を公表します。

第10　落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（最低制限価格がある場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者）を落札者とします。
なお、入札価格が著しく低いなど、調査を行う必要があると認められる場合には、落札決定を保留し調査を行うことがあります。また、その調査に対して入札参加者は協力をしなければなりません。

第11　くじによる落札者の決定

落札となるべき価格の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

第12　契約保証金

１　契約総額が500万円以上の場合、落札者は、契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければなりません。
２　契約保証金の額は、契約総額の100分の３に相当する額以上とします。(1,000円未満の金額は、1,000円に切り上げ)

３　東大阪市上下水道事業管理者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたときは、契約保証金を免除します。

第 13　契約書の提出

１　落札者は契約書に記名押印し、必要書類を添えて速やかに下水道総務室総務契約課に提出しなければなりません。

２　前項による契約締結の手続を怠ったときは、落札又は契約の決定は無効となることがあります。

第 14　人権尊重

入札参加者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むように努めてください。

第 15　その他

入札参加者は、入札終了後、この注意事項、配布資料、契約条項についての不明又は錯誤等を理由として異議を申し出ることはできません。

連絡先
〒577-8521
東大阪市荒本北一丁目１番１号
東大阪市上下水道局下水道部
下水道総務室総務契約課
電話 06-4309-3246（直通）

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

（宛先）東大阪市上下水道事業管理者

委任者（本社又は本市と契約する営業所等）

商号又は名称

所在地

代表者（受任者）職

代表者（受任者）氏名　　（本市届出印）

下記の者を代理人と定め、貴市における令和　　年　　月　　日執行の件名「　　」に係る開札立会いの権限を委任します。

記

代　理　人

代理人氏名　　（代理人印）